

立川市事務手数料条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 30 年 2 月 20 日

提出者 立川市長 清 水 庄 平

理由

都市緑地法等の一部を改正する法律（平成 29 年法律第 26 号）の公布による。

立川市事務手数料条例の一部を改正する条例

立川市事務手数料条例（昭和42年立川市条例第12号）の一部を次のように改正する。

次の表中、下線が引かれた部分については、改正前を改正後のように改める。

改正後				改正前			
別表第1（第2条・第3条関係）				別表第1（第2条・第3条関係）			
番号	事務	名称	金額	番号	事務	名称	金額
1 }	……略……	……略……	……略……	1 }	……略……	……略……	……略……
40				40			
41	建築基準法第48条第1項ただし書、第2項ただし書、第3項ただし書、第4項ただし書、第5項ただし書、第6項ただし書、第7項ただし書、第8項ただし書、第9項ただし書、第10項ただし書、第11項ただし書、第12項ただし書、 <u>第13項ただし書又は第14項ただし書</u> （同法第87条第2項若しくは第3項又は第88条第2項において準用する場合を含む。）の規定に基づく建	……略……	……略……	41	建築基準法第48条第1項ただし書、第2項ただし書、第3項ただし書、第4項ただし書、第5項ただし書、第6項ただし書、第7項ただし書、第8項ただし書、第9項ただし書、第10項ただし書、第11項ただし書、第12項ただし書又は <u>第13項ただし書</u> （同法第87条第2項若しくは第3項又は第88条第2項において準用する場合を含む。）の規定に基づく建築等の許可の申請に対	……略……	……略……

	建築等の許可の申請に対する審査				する審査		
42 ↳ 45 の 2	……略……	……略……	……略……	42 ↳ 45 の 2	……略……	……略……	……略……
46	建築基準法第 53 条第 4 項の規定に基づく建築物の <u>建蔽率</u> に関する特例の許可の申請に対する審査	建築物の <u>建蔽率</u> の特例許可申請手数料	……略……	46	建築基準法第 53 条第 4 項の規定に基づく建築物の <u>建ぺい率</u> に関する特例の許可の申請に対する審査	建築物の <u>建ぺい率</u> の特例許可申請手数料	……略……
47	建築基準法第 53 条第 5 項第 3 号の規定に基づく建築物の <u>建蔽率</u> に関する制限の適用除外に係る許可の申請に対する審査	建築物の <u>建蔽率</u> に関する制限の適用除外に係る許可申請手数料	……略……	47	建築基準法第 53 条第 5 項第 3 号の規定に基づく建築物の <u>建ぺい率</u> に関する制限の適用除外に係る許可の申請に対する審査	建築物の <u>建ぺい率</u> に関する制限の適用除外に係る許可申請手数料	……略……
48 ↳ 52	……略……	……略……	……略……	48 ↳ 52	……略……	……略……	……略……
53	建築基準法第 59 条第 1 項第 3 号の規定に基づく建築物の容積率、 <u>建蔽率</u> 、 <u>建築面積</u> 又は壁面の位置に関する特例の許可の申請に対する審査	高度利用地区における建築物の容積率、 <u>建蔽率</u> 、 <u>建築面積</u> 又は壁面の位置の特例許可申請手数料	……略……	53	建築基準法第 59 条第 1 項第 3 号の規定に基づく建築物の容積率、 <u>建ぺい率</u> 、 <u>建築面積</u> 又は壁面の位置に関する特例の許可の申請に対する審査	高度利用地区における建築物の容積率、 <u>建ぺい率</u> 、 <u>建築面積</u> 又は壁面の位置の特例許可申請手数料	……略……

54 }	……略……	……略……	……略……	54 }	……略……	……略……	……略……
55				55			
56	建築基準法第 68 条の 3 第 1 項の規定に基づく建築物の容積率、同条第 2 項の規定に基づく建築物の <u>建蔽率</u> 又は同条第 3 項の規定に基づく建築物の高さに関する制限の適用除外に係る認定申請に対する審査	再開発等促進区等内の建築物の容積率、 <u>建蔽率</u> 又は高さに関する制限の適用除外に係る認定申請手数料	……略……	56	建築基準法第 68 条の 3 第 1 項の規定に基づく建築物の容積率、同条第 2 項の規定に基づく建築物の <u>建ぺい率</u> 又は同条第 3 項の規定に基づく建築物の高さに関する制限の適用除外に係る認定申請に対する審査	再開発等促進区等内の建築物の容積率、 <u>建ぺい率</u> 又は高さに関する制限の適用除外に係る認定申請手数料	……略……
57 }	……略……	……略……	……略……	57 }	……略……	……略……	……略……
60				60			
61	建築基準法第 68 条の 5 の 6 の規定に基づく建築物の <u>建蔽率</u> の特例の認定申請に対する審査	地区計画等の区域内の建築物の <u>建蔽率</u> の特例認定申請手数料	……略……	61	建築基準法第 68 条の 5 の 6 の規定に基づく建築物の <u>建ぺい率</u> の特例の認定申請に対する審査	地区計画等の区域内の建築物の <u>建ぺい率</u> の特例認定申請手数料	……略……
62 }	……略……	……略……	……略……	62 }	……略……	……略……	……略……
67				67			
68	建築基準法第 86 条の 6 第 2 項の規定に基づく建築物の容積率、 <u>建蔽率</u> 、外壁の後退距離又は高さ	一団地の住宅施設に関する都市計画に基づく建築物の容積率、	……略……	68	建築基準法第 86 条の 6 第 2 項の規定に基づく建築物の容積率、 <u>建ぺい率</u> 、外壁の後退距離又は	一団地の住宅施設に関する都市計画に基づく建築物の容積率、	……略……

	に関する制限の適用除外に係る認定の申請に対する審査	建蔽率、外壁の後退距離又は高さに関する制限の適用除外に係る認定申請手数料			高さに関する制限の適用除外に係る認定の申請に対する審査	建ぺい率、外壁の後退距離又は高さに関する制限の適用除外に係る認定申請手数料	
68 の 2 ） 75	……略……	……略……	……略……		68 の 2 ） 75	……略……	……略……

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

